

日病薬発第 2024-03 号

令和 6 年 4 月 8 日

会員 各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 武 田 泰 生

日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修単位の電子化に伴う対応  
～専門薬剤師・認定薬剤師申請の講習単位に係る必要書類について～

平素より日本病院薬剤師会にご高配を賜り御礼申し上げます。

日病薬病院薬剤師認定薬剤師認定制度を平成 27 年 4 月に開始以降、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シール（以下、研修単位シール）が発行される講習会におきましては、日病薬専門薬剤師制度へ申請頂く際に受講証書へ研修単位シールの貼付をお願いしているところがございます。

令和 6 年 4 月以降、研修単位シールの電子化の要望に応えるため、日病薬病院薬学認定薬剤師研修支援システム（HOPESS）の運用が開始されます。それに伴い、各専門薬剤師制度の認定薬剤師・専門薬剤師の講習単位の証明として提出頂く書類が次ページのとおり変更となりますので、ご案内いたします。

日本病院薬剤師会が主催する各専門領域講習会の単位申請時に必要な書類につきまして、令和 4 年 4 月以降講習会受講証明書のみとしておりましたが、令和 6 年 4 月以降は受講証明書に日病薬病院薬学認定薬剤師制度取得単位 使用先変更証明書（HOPESS より発行）を添付することが必要となりますので、ご留意ください。

HOPESS は会員管理システム（シクミネット）と登録情報が連携しますので、シクミネット会員マイページにログインして頂き、情報の確認、更新をお願いいたします（<https://www.jshp.or.jp/cloud-member/index.html>）。

また、申請の際は専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて（Q&A）等も併せてご確認頂き申請をお願いいたします。

日病薬病院薬学認定薬剤師制度取得単位 使用先変更証明書の発行方法につきましては、講習会申込後の受講に関するご案内メールでお知らせいたします。

※令和 6 年 3 月 31 日をもって、「日本病院薬剤師会が主催する各専門領域の講習会の研修単位シールに関する取扱いについて」（令和 4 年 3 月 31 日付日病薬発第 2021-206 号）を廃止いたします。

※専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについては令和 6 年 5 月頃改訂版を掲載予定としております。

## 専門薬剤師・認定薬剤師申請の講習単位に係る必要書類

令和6年4月以降、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位が発行される講習会を専門薬剤師制度へ単位申請する場合、受講証に日病薬病院薬学認定薬剤師制度取得単位使用先変更証明書を添付することで単位として認められます。どちらか一方のみでは専門領域の単位として認められませんのでご注意ください。

### 【日本病院薬剤師会が主催】

- ・講習会受講証明書
- ・日病薬病院薬学認定薬剤師制度取得単位 使用先変更証明書

(参考) 申請時の必要書類

令和4年3月31日までに開催の講習会	令和4年4月1日～令和6年3月31日に開催の講習会	令和6年4月1日以降に開催の講習会
・講習会受講証明書 ・研修単位シール	・講習会受講証明書のみ	・講習会受講証明書 ・日病薬病院薬学認定薬剤師制度取得単位 使用先変更証明書

### 【日本病院薬剤師会以外が主催】

- ・受講証（受講証・参加証等受講がわかる書類、ネームカード）
- ・日病薬病院薬学認定薬剤師制度取得単位 使用先変更証明書  
(日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位が発行されない場合は不要です。)
- ・プログラム

ただし以下の講習会等はプログラムの提出の必要はありません(受講証等は必ず提出して下さい)。

- ・日本病院薬剤師会が主催・共催する講習会
- ・都道府県病院薬剤師会が主催・共催する講習会で、受講証に日本病院薬剤師会発行の専門領域受理書番号、時間、単位の記載があるもの

(参考) 申請時の必要書類

令和6年3月31日までに開催の講習会	令和6年4月1日以降に開催の講習会
・講習会受講証明書 ・研修単位シール ・プログラム	・講習会受講証明書 ・日病薬病院薬学認定薬剤師制度取得単位 使用先変更証明書 ・プログラム